



福島医発第 1119 号 (地)
令和 3 年 7 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて (第24報)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関しましては、令和 3 年 6 月 18 日付 (福島医発第 884 号 (地)) 文書にて第 23 報についてご連絡申し上げたところですが、今般、厚生労働省より、当該臨時的な取扱いに関する第 24 報が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

今般の事務連絡では、介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることや接種後の副反応により、一時的に人員配置基準を満たさなくなる場合や、基準以上の人員配置や有資格者等の配置により算定可能となる加算について、一時的に加算の要件を満たさなくなる場合も、柔軟な取扱いが可能である旨が示されております。

また、介護サービスに従事する医師又は看護職員が、大規模接種会場での接種や職域接種等における新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合、自事業所・施設の利用者等の心身の状態の把握等に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておく場合には、人員基準上の配置等に影響しない取扱いとなる旨が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

○ 介護保険最新情報 vol. 995

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 24 報)

(令 3. 7. 2 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課)

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(介 60)

令和 3 年 7 月 5 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて (第 24 報)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いに関しましては、令和 3 年 6 月 11 日付 (介 45) 文書にて第 23
報のご連絡を申し上げたところですが、今般、厚生労働省より、当該臨時
的な取り扱いに関する第 24 報が発出されましたのでご連絡申し上げます。

今般の事務連絡では、介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナ
ウイルスワクチンの接種を受けることや接種後の副反応により、一時的に
人員配置基準を満たさなくなる場合や、基準以上の人員配置や有資格者等
の配置により算定可能となる加算について、一時的に加算の要件を満たさ
なくなる場合も、柔軟な取扱いが可能である旨が示されております。

また、介護サービスに従事する医師又は看護職員が、大規模接種会場で
の接種や職域接種等における新型コロナウイルスワクチンの接種に協力
する場合、自事業所・施設の利用者等の心身の状態の把握等に支障がない
よう、当該時間中の連絡体制等を整えておく場合には、人員基準上の配置
等に影響しない取扱いとなる旨が示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医
師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○介護保険最新情報 vol.995

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時
的な取扱いについて (第 24 報)

(令 3.7.2 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推
進課、老人保健課)

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

新型コロナウイルス感染症に係る介護サ
ービス事業所の人員基準等の臨時的な取
扱いについて（第24報）

計2枚（本紙を除く）

Vol.995

令和3年7月2日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3948、3989)

FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡
令和3年7月2日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な
取扱いについて（第24報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

本日、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第24報）」を送付し、令和3年7月2日より適用することとしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

問1 介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることや接種後の副反応によって一時的に不足する場合について、人員配置基準等の取扱いはどうになるのか。

(答)

介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることや接種後の副反応により、一時的に人員配置基準を満たさなくなる場合、柔軟な対応をして差し支えない。

また、基準以上の人員配置や有資格者等の配置により算定可能となる加算について、介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることや接種後の副反応により、一時的に加算の要件を満たさなくなった場合も、柔軟な対応をして差し支えない。

なお、介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスワクチンの接種を受ける際には、同一事業所内では職員の接種日を分散させるなど、利用者の処遇に影響しないよう可能な限り接種日等の調整を行うこと。

問2 介護サービスに従事する医師又は看護職員が、大規模接種会場での接種や職域接種等における新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合、
「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第21報）」（令和3年5月6日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第22報）」（令和3年5月20日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）と同様、自事業所・施設の利用者等の心身の状態の把握等に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておく場合には、人員基準上の配置等に影響しない取扱いとして差し支えないか。

(答)

差し支えない。